



# 日耳鼻学会FAXニュース

# NO 114

平成18年4月5日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医学会 E-mail jimujenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp  
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

## 日医会長に唐澤祥人氏（東京都）を選出

第114回日本医師会定例代議員会が、4月1日に日医会館大講堂で開催され、会長に唐澤祥人氏（東京都医師会会長）を選出した。代議員宛所信表明は以下の通り。

昨日は長時間にわたり、役員を選出のご審議を賜り、誠にありがとうございました。会長選挙、副会長選挙、常任理事選挙ほか新役員をご選出いただきました。

会長選挙には、私のほか、二名の方が立候補されましたが、基本理念と目指す方向は、同様であろうかと思えます。他候補を支持されました多くの代議員のご意見がありましたことを十分に心に留めまして、今後の会務運営に当たりたいと思えます。ことに他候補のご提言は謙虚に受け止め、全会員のご意見とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

ご高承のとおり、近年の医療を巡る環境は一層厳しいものとなっております。

少子高齢社会の進展と社会構造の変化、科学技術の進歩と国民医療の状況は、一段と大きな変貌を遂げようとしております。さらに、わが国の財政事情の逼迫は、社会保障制度におきましても大きな影響を与えております。ことに与党の医療制度改革大綱、厚生労働省の医療制度改革試案などいずれをとっても、財政主導型の内容となっております。この流れは必ずや提供される医療の質の低下を招きかねません。

国民医療と申しますものは、全国各地域における特色ある医療の状況そのものであります。良識と誠意を持った医師が懸命に医療を提供しております。国民の求める医療として、大きな評価をいただくことが、財政主導型の医療から脱却するための唯一の道筋であろうと考えております。そのような地域の医療を医療提供のデータベースに盛り込むことによって、われわれの医療政策に具体的な国民の要望として反映させることが、真に魂の入った説得力のある医療政策となり、国政、行政官庁、国民にとって大きな力強い提言となるものと確信しております。

各地域において小児医療の問題、産婦人科医の不足とか、勤務医の過重労働、医師の偏在など枚挙に暇のない課題が山積しております。病院と診療所、勤務医と開業医など、多くの医師の意見をまとめて日本医師会の意見として集約していく必要があります。そのためには会員と日医の距離をより近いものにしてさらに国民と一層距離を近づける努力もなさなくてはなりません。

今回このような形で執行部が変わりましたが、本日議案として提出されております事業計画、および予算に関しては、会長、副会長等も本議案の決定に参加しておりますので、基本的にはこの内容でご承認いただきたいと考えております。

しかし、先に申し述べましたように、内外ともに流動的な事態となっておりますので、今後これを実施していく過程で、新しい事態、あるいは見直しなどが必要な事項が生じた場合には、その時点で改めて皆様のご意見をお伺いすることもあるかと存じますので、その節は宜しくお願い申し上げます。

議案につきまして慎重ご審議のうえ、ご承認賜りたくお願い申し上げます。どうか今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。（日医白クマ通信362より転載）  
（注：パソコンにないのので名前に「祥」を使っています）

## 日耳鼻保険医療委員会全国協議会発足

（平成18年9月9日・10日開催予定）

平成18年度から、従来各ブロックの担当県が主催運営してきたブロック会議の形式を変え、保険医療に係わる全国的な協議の場として日耳鼻保険医療委員会全国協議会（全国協議会と略）を発足させ、日耳鼻が会議を主催運営する事になり、本年9月に全国協議会を開催する。

保険診療上の問題点を質問事項（疑義解釈を含む）と要望事項にわけ、7月8日までに所属するブロック会議の担当地方部会長までに提案理由を書いて提出することになっている。

## 改定影響は経営者の手腕次第

厚労省の麦谷眞里医療課長は3月25日、日本病院会の代議員会で講演し、2006年度診療報酬改定の影響について「下がるところは（改定率マイナス3.16%を上回る）4%くらい下がる。そこを下げないようにするのが病院経営者の手腕だ」と述べた。紹介率関連の加算を廃止した一方で、救急医療管理加算を平日も算定できるようにし、さらに算定日数を7日に延長したことを説明。病院経営の工夫次第でマイナス幅の大小が決まるとの認識を示した。  
（Japan n Medecine mail）

## 改定診療報酬Q & A

- Q. 領収書の発行が義務づけられたが、受取金が0円でも発行しないといけないか。
- A. 以下のような場合は発行の義務はない。
  1. 金銭の授受がない場合。
  2. 患者が「領収書の交付は不要である」旨の意思表示をした場合。ただしその旨文書にて署名を記した表示を残す事が望ましい。
  3. 紛失など患者の都合により領収書の再交付を求められた場合、医療機関は既に交付の義務を果たしているため、再交付の義務はない。

プロスタグランジンD<sub>2</sub>-トロンボキサンA<sub>2</sub>受容体拮抗剤  
アレルギー性鼻炎治療剤



**バイナス錠**  
#50mg #75mg BAYNASE<sup>®</sup> (オキサメタシロリン酸ナトリウム水和物)

効能・効果、用法・用量、用法・用量に關する使用上の注意、禁忌、副作用等の注意事項については、製品添付文書をご参照下さい。

※本剤の小児薬に対する安全性は確認していません。  
（臨床試験中）

株式会社 日本エムエル薬品株式会社  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
http://www.bayer.co.jp/bj/



Bayer HealthCare  
（2006年04月現在）